

おおもり

令和6年5月20日発行 通巻第325号

法人ニュース

OOMORI CORPORATE ASSOCIATION NEWS VOL.7 2024.4.5.6



よき経営者をめざすものの団体
公益社団法人 大森法人会

<https://www.tohoren.or.jp/oomori/>



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。



INDEX

夏のカレンダー	2
大森みんなの広場	3
・ようこそ新しいお仲間	
・お出かけください	
顔	4
・大森法人会源泉部会長 和田 茂人 氏	
TAXインフォメーション	6
令和6年度事業計画書・予算	8
地球温暖化対策報告書提出企業一覧	9
ひろば	10
トピックス	14
・FROM 大田区	
・日本政策金融公庫から	
「ジャストワンワード」	15



今回の表紙写真は、大田区で活躍されているプロカメラマンの中原 幸(なかはら こう)さんに撮影をお願いいたしました。若い感性の光る写真を、一年を通して(年4回)お届け出来ればと思っております。

●プロフィール

中原 幸(なかはら こう)
・2009年 大阪芸術大学芸術学部写真学科 卒業
・2011年 フリーランスとして活動開始
・2021年 株式会社MU設立
〒144-0052
東京都大田区蒲田4-42-3
イースタンコーポ蒲田302号室



夏のカレンダー

6月

6月の事業

3日(月)	公益社団法人広島西南法人会 通常総会
5日(水)	★新設法人説明会 13:30 ~ 16:30
7日(金)	★問題社員の実務対応セミナー 15:00 ~ 17:00
11日(火)	第14回通常総会 池上本門寺 朗峰会館 17:00 ~
12日(水)	★決算法人説明会 13:30 ~ 16:30
	★印【会場】いずれも法人会館研修室にて
check	6月の税務
	6/10 源泉所得税(5月分)納税
	※4月決算法人の確定申告と納税
	※10月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(5月分)納付
	※印の納付期限は2024年7月1日まで

7月

7月の事業

10日(水)	署定期異動発令
26日(金)	★一日でわかる経理入門セミナー 10:00 ~ 16:30
	★印【会場】いずれも法人会館研修室にて
check	7月の税務
	7/10 源泉所得税(6月分)納税
	7/31 5月決算法人の確定申告と納税
	7/31 11月決算法人の中間申告と納税
	7/31 社会保険料(6月分)納付

8月

8月の事業

7日(水)	★新設法人説明会 13:30 ~ 16:30
21日(金)	★決算法人説明会 13:30 ~ 16:30
	★印【会場】いずれも法人会館研修室にて
check	8月の税務
	8/13 源泉所得税(7月分)納税
	※6月決算法人の確定申告と納税
	※12月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(7月分)納付
	※印の納付期限は2024年9月2日まで



★印のイベントは
一般の方も参加できます。
詳しくは事務局03(3751)4484までご連絡ください。

※カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。

ようこそ 新しいお仲間

大森法人会1月～3月 入会者(敬称略)

(同)FOコーポレーション(飲食業)

古澤 弘

大田区大森北1-33-11-501(大森北第1地区)

(株)光和仮設工業(建設工事・足場工事)

吉田 茂一

大田区大森北4-10-2-502(大森北第3地区)

みんなで建設業をもりあげて、みんなが笑える未来をつくりたいです。

(株)ティーネクサス(化粧品の製造販売)

常包 佳靖



大田区大森北6-23-20-603(大森北第4地区)

美容業界で活躍するリアルピープルを応援する会社です。

<https://www.tnexus.co.jp/>

K.G.Style(株)(建設業・訪問看護事業)

栗山 歩



大田区池上4-32-9-103(大田区池上4-32-9-103)

池上で精神医療に特化した訪問看護業務を行っております。

<https://k-g-style.co.jp/>

AIGパートナーズ(株)

アクトフォーワークス(保険代理店業)

猪原 正治



墨田区錦糸1-2-4-5F(区外)

「リスクコンサルティングパートナー」として、真摯に向き合って行きます。

<http://www.aig.co.jp/apc>

Membership
データ

令和6年3月末現在

管内法人数 7,765社 大森法人会員数 1,388社

税金クイズ あなたの税知識は?



次の問題に番号で答えてください。

A

法人は、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成または受領した書類を、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から何年間保存しなければならないこととなっているでしょう。

- ① 5年間 ② 7年間 ③ 9年間

B

いわゆるキャンセル料といわれるものの中には、解約に伴う事務手数料としての性格のものと、解約に伴い生じる逸失利益に対する損害賠償金としての性格のものとがあります。このうち、解約に伴う事務手数料としての性格のキャンセル料については、消費税の課税の対象となるでしょうか。

- ① 課税の対象となる。 ② 課税の対象とならない。

C

役員又は使用人に対して退職手当等を支払う際に、その受給者より「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合、当該退職手当について源泉徴収は必要か。

- ① ○ ② ×

D

戦前の地方税には「流木税」という税金がありました。この流木税はどのような税金だったでしょうか。

- ① 海や川に流れ着いた流木を回収して販売することに課された税
② 木材を河川に流して輸送することに課された税
③ 竹に乗って木材を輸送する人に課された税

※ 答えは15ページに

お出かけください

第14回通常総会

6/11(火)【会場】池上本門寺 朗峰会館

公益社団法人大森法人会の第14回通常総会を開催予定です。

※ご欠席の場合は委任状をご返送お願い致します。

★新設法人説明会

(新しく会社を設立した法人が対象)

【会場】大森法人会館 研修室

6/5(水) 13:30～16:30

8/7(水) 13:30～16:30

★決算法人説明会

(決算をむかえる法人が対象)

【会場】大森法人会館 研修室

6/12(水) 13:30～16:30

8/21(水) 13:30～16:30

★実務セミナー「問題社員の実務対応」

労使トラブルを未然に防ぎ、いざというとき的確に対応するための方法を解説します。

【会場】大森法人会館 研修室

6/7(金) 15:00～17:00

★実務セミナー「一日でわかる経理入門セミナー」

新人の経理担当者、実務経験がない方など、一日でしっかりと土台を学ぶことができます。

【会場】大森法人会館 研修室

7/26(金) 10:00～16:30

▲各開催要領は当会ホームページをご確認ください。

フォーカス

No.182

和田 茂人

大森法人会源泉部会長

源泉部会は、他社との横のつながりができることが一番の魅力です。

今号の「顔」は大森法人会源泉部会長の和田茂人さん（55）です。源泉部会とはどんな会でしょうか。知られざる魅力がたくさんあります。

楽しく仕事ができる環境

私は京急開発株式会社に勤めています。業種としてはボートレース、レジャー、不動産業です。皆さんに馴染みのあるところでは平和島のボートレース平和島やBIG FUN平和島の賃貸や、天然温泉平和島などを運営しております。また、大田区と保養施設として契約している伊豆にある伊豆長岡温泉京急ホテルも運営しています。法人会の皆様にもお越しいただいており、大変感謝しております。

会社では3月までは京急グループの飲食会社を担当しておりましたが、4月から古巣の経理部に戻りました。以前も経理部に所属しておりましたので古巣に戻った感じです。私としては今の職場を互いに気軽に何でも話しやすく、肩の力を抜いて仕事に集中できる職場にしていきたいと考えております。

源泉部会には12年ほど前に入会いたしました。入会前は会社として法人会活動には積極的には参加しておりませんでしたが、当時の総務部長が若いころに平和島クアハウス（今の天然温泉平和島）の法人会向けの利用券の委託販売を担当しており、その関係で法人会から源泉部会に入会の依頼を受けて、誰かいないかと考えた末に私が任命されました。

はじめは不安でしたが、源泉部会に出席しているうちに、役員の皆様と親しくお付き合いできて、すぐにとても良い人間関係ができました。源泉部会は経理や人事の実務担当者が多いので気兼ねなく話せる仲間ができるのが魅力です。私は役員の皆様に後押ししていただいて役員になれましたが会社にも理解していただけております。

仲間に聞いて助けられた

昨年、源泉部会長になりました。先輩方が源泉部会の

礎を築き上げてくださったので大変充実している会です。メリットは最新の税制の理解が深まることです。実務担当者が疑問に思うであろうことにアンテナを広げ、伝えていけるようにしております。例えば今年の研修会の開催ですが、6月から定額減税が実施されます。早急に部会の皆様に減税の事務手続きの周知等をしなければなりませんでした。そこで6月に予定していた研修会を前倒しして、4月に研修会を行うことができました。

源泉部会というと、青年部会や女性部会の影に隠れているように思われるかもしれません、実務担当者が多く在籍している部会で、会員数は約50社が在籍しています。

思い出はたくさんあり、例えば年1回の日帰り研修では研修先をどこにするか毎年考えるのも楽しみです。世の中で流行していく勉強になるところを選びます。下見も必ず行きますから、毎年全てが思い出です。その年が終わるとすぐに来年どこにしようかと思いをめぐらせ、やりがいを感じています。どの年もよかったです、あえて挙げれば私の地元・茅ヶ崎に行った時のことです。資生堂の工場見学をし、私の大好きなお店で海の幸をいただき、有意義な時間を過ごせました。懇親会は、一日一緒に行動した後ですから、参加者の皆さんより親しくなれました。

私たちは会社員ですから、企画内容は上司の承認が必要なので、第三者が見ても良い企画を考えなければなりません。昨年は日本銀行に行って、新札についての新技術を見学しました。研修会や見学会に初めて参加される方には特に気を配り、孤立しないように心がけています。堅苦しくてもいけません。源泉部会というと勉強の会というイメージがあるかもしれません、それだけではなく、世の中のトレンドにあった学び・体験ができる会でもあります。

研修会では税務署の担当官に講師を依頼する事も多く、研修会後に疑問点など直接税務署の方に質問できることは大きなメリットだと思います。また、弊社のボートレース場の電光掲示板やボウリング場の全レー



ンに「確定申告」のご案内などを表示し、大森税務署長から感謝をいただいたこともあります。

通常の実務担当者は自社のみに目が向いてしまうことが多いと思いますが、視野を広くできるとともに、法人会の魅力を知って頂ければ源泉部会からも会員増強ができ、会員数が増えると思います。そして、源泉部会に深く関わってもらえば、他社との横のつながり・問題共有ができることも大きな魅力だと思います。実際、仲間に聞いて助かったことが何度もあります。法人会は社長だけでなく実務担当者である方々にもたくさんのメリットがあります。

気持ちは若返っています！

生まれは横浜市です。1991年に入社し、すぐに千葉県富津市のホテルに配属になり、その後平和島の本社勤務になりました。経理以外、温泉、不動産、飲食などさまざまなジャンルを経験しました。現在の法人会活動において今までの経験が大変役立っております。

趣味はたくさんありますが、ランニングは中学生から続けており、毎年2、3本はフルマラソンを走っています。山登り、ロードバイクも好きです。40代から太ってきたのですが運動するようになり健康になりました。

またインドアの趣味もあり、映画、アニメ、ドラマ、それにゲームも楽しんでいます。家庭では子供はもう就職しているので、今が一番趣味を楽しんでいるかもしれません。時間が足りないのでこれ以上趣味を増やさないようにしないといけませんね(笑) 30、40代はがむしゃらに働いていたのであまり記憶がありません。今になって若かった頃の気持ちに戻っています！



▲横浜マラソン2023にて



人に顔あり、街にも顔あり
今号の顔は何を語るか：

■プロフィール

和田 茂人(わだ しげと)

神奈川県横浜市で生まれる
現在は東海道線の辻堂駅近くに在住
…テラスモール湘南ができるととても便利になりました。

- 1991年3月 関東学院大学経済学部 卒業
- 1991年4月 京急開発株式会社入社
京急房総観光株式会社へ出向(千葉県富津市にあった観光ホテル)入社すぐにホテルマンになりました。
- 1993年10月 京急開発株式会社へ復帰(経理部)
以後 天然温泉平和島や、賃貸部門やレジャー部門などを担当
- 2019年12月 京急ロイヤルフーズ株式会社へ
- 2024年4月 京急開発株式会社経理部へ復帰
- 趣味 ランニング、ロードバイク、登山、散歩、映画鑑賞(BIGFUN 平和島で月に数本鑑賞します)、読書、テレビ鑑賞、ネット動画鑑賞(主にAmazon Primeビデオ)
- 京急開発株式会社
東京都大田区平和島1-1-1
電話 03-3768-9038 FAX 03-3768-9044

〈インタビュー〉

- | | |
|--------|--------|
| ・矢野口智一 | ・佐藤 雅也 |
| ・縣 伸幸 | ・安野 徹洋 |

〈文〉

- | |
|--------|
| ・西村 隆太 |
|--------|

4月2日 大森法人会館にて

TAX information

定額減税とは

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されることになりました。

制度の対象となる方

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方(給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下(注)である方)です。

(注)子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

定額減税額について

特別控除の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- 1 本人(居住者に限る。)30,000円
- 2 同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限る。)1人につき30,000円

「定額減税 特設サイト」をご覧ください！

特設サイトでは、定額減税について解説したパンフレット、様式など、国税庁が提供している定額減税に関する情報を入手・閲覧することができます。

定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

【リンク先アドレス】

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



※QRコードは(株)デンソー
ウェーブの登録商標です。

check!



令和6年4月から

自動ダイレクト

源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

が始まります！

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。[リンク]

2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、
その額となります。



令和6年度事業計画書

I 令和6年度活動理念

- 「地域の発展と活力ある公益社団法人をめざして」
- (1) 公益法人制度に適合した、さらなる組織基盤の整備充実
 - (2) 地域企業経営支援のためのサービス機能の充実
 - (3) 地域社会の発展のため、連携・協調による地域社会貢献活動の展開
 - (4) 全法連において決定された新たな「法人会の理念」を意義あるものにするため取組む
 - (5) 法人会自主点検チェックシートの普及と企業コンプライアンスの確立に寄与する

II 基本方針

(税務行政への協力)

1. 税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努めるとともに、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。
- さらに納税者の利便性向上のため、国税庁が行うデジタル関係施策のうち、マイナンバーカードとマイナポータルを連携した電子申告のメリットについて周知・広報を行い、電子申告の普及拡大に努めるとともに、事業者のデジタル化についても周知・広報活動を行い普及推進に努める。

(租税負担の合理化)

2. 中小企業の租税負担の軽減と簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、よく税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(記帳と経理知識の普及)

3. 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会の研修室を活用し経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに誠実な記帳と適正な申告の普及と指導に努める。

(地域社会貢献)

4. 健全な納税者団体として、事業の公益性と社会的使命を果たすため、地域社会との一層の連携・協調を図るとともに、組織の強化に取り組む。

(会務運営の円滑化)

5. 会務運営の基本に基づき、法人会組織の検討と魅力ある活動の展開、とくに会員相互で情報交流を図ることにより会務を円滑に運営する。



昨年の総会風景



令和6年度 収支予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益的事業会計	収益事業等会計	法人会計	本年度合計	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部						
i. 経常増減の部						
(i) 経常収益						
1. 基本財産運用益 (1) 基本財産受取利息	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
2. 特定資産運用益 (1) 特定資産受取利息	10,000 10,000	0 0	0 0	10,000 10,000	10,000 10,000	0 0
3. 受取会費 (1) 正会員受取会費	10,961,600 10,760,000	8,769,280 8,608,000	7,673,120 7,532,000	27,404,000 26,900,000	28,168,000 27,700,000	△ 764,000 △ 800,000
(2) 特別会員受取会費	201,600	161,280	141,120	504,000	468,000	36,000
(3) 賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0
4. 事業収益 (1) 研修会事業収益	900,000 900,000	0 0	0 0	900,000 900,000	950,000 900,000	△ 50,000 0
(2) 全法連保険推進事業収益	0	0	0	0	0	0
(3) その他事業収益A	0	0	0	0	0	0
(4) その他事業収益B	0	0	0	0	50,000	△ 50,000
5. 受取補助金 (1) 全法連助成金	13,273,400 13,173,400	1,700,000 300,000	0 0	14,973,400 13,473,400	14,816,400 13,316,400	△ 157,000 △ 157,000
(2) 都道府県連補助金	100,000	1,400,000	0	1,500,000	1,500,000	0
(3) その他の補助金	0	0	0	0	0	0
6. 受取負担金 (1) 青年部会負担金	715,000 230,000	4,450,000 400,000	790,000 444,000	5,955,000 1,074,000	6,229,000 1,244,000	△ 274,000 △ 170,000
(2) 女性部会負担金	200,000	700,000	96,000	996,000	835,000	161,000
(3) 源泉部会負担金	0	250,000	250,000	500,000	680,000	△ 180,000
(4) 総会等負担金	0	1,600,000	0	1,600,000	1,500,000	100,000
(5) 支部負担金	285,000	1,500,000	0	1,785,000	1,970,000	△ 185,000
7. 受取寄付金 (1) 受取寄付金	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
8. 雑収益 (1) 受取利息	700,000 0	900,000 0	101,000 1,000	1,701,000 1,000	1,701,000 1,000	0 0
(2) 広告料収益	700,000	0	0	700,000	700,000	0
(3) 雑収益	0	900,000	100,000	1,000,000	1,000,000	0
経常収益計	26,560,000	15,819,280	8,564,120	50,943,400	51,874,400	△ 931,000
(ii) 経常費用						
① 事業費	29,185,980	15,121,860		44,307,840	46,046,330	△ 1,738,490
役員報酬	0	0		0	0	0
給料手当	11,354,200	1,515,800		12,870,000	12,816,900	53,100
臨時雇賃金	79,400	10,600		90,000	90,900	△ 900
退職給付費用	285,840	38,160		324,000	327,240	△ 3,240
福利厚生費	1,865,900	249,100		2,115,000	1,999,800	115,200
旅費交通費	940,300	2,290,700		3,231,000	2,957,100	273,900
通信運搬費	2,384,000	141,000		2,525,000	2,977,200	△ 452,200
減価償却費	456,000	85,800		541,800	541,800	0
消耗品費	1,130,900	731,000		1,861,900	1,971,900	△ 110,000
修繕費	150,000	62,500		212,500	170,000	42,500
印刷製本費	3,334,000	257,200		3,591,200	3,674,750	△ 83,550
燃料費	119,100	15,900		135,000	136,350	△ 1,350
光熱水料費	450,000	187,500		637,500	637,500	0
賃借料	125,000	270,000		395,000	235,000	160,000
リース料	1,440,000	600,000		2,040,000	1,955,000	85,000
保険料	720,000	300,000		1,020,000	1,020,000	0
諸謝金	1,702,000	270,000		1,972,000	1,972,000	0
租税公課	662,200	111,800		774,000	774,000	0
会議費	1,161,000	4,740,000		5,901,000	7,295,000	△ 1,394,000
委託費	0	150,000		150,000	150,000	0
支払負担金	659,000	2,975,000		3,634,000	4,034,000	△ 400,000
支払手数料	440	0		440	440	0
雑費	166,700	119,800		286,500	309,450	△ 22,950
② 管理費				5,735,700	5,735,700	5,725,560
役員報酬	0	0		0	0	0
給料手当	1,430,000	1,430,000		1,283,100	1,283,100	146,900
臨時雇賃金	10,000	10,000		9,100	9,100	900
退職給付費用	36,000	36,000		32,760	32,760	3,240
福利厚生費	235,000	235,000		200,200	200,200	34,800
旅費交通費	277,000	277,000		537,900	537,900	△ 260,900
通信運搬費	310,000	310,000		256,000	256,000	54,000
減価償却費	58,200	58,200		58,200	58,200	0
消耗什器備品費	0	0		0	0	0
消耗品費	15,000	15,000		15,000	15,000	0
修繕費	37,500	37,500		30,000	30,000	7,500
印刷製本費	120,000	120,000		203,100	203,100	△ 83,100
燃料費	15,000	15,000		13,650	13,650	1,350
光熱水料費	112,500	112,500		112,500	112,500	0
賃借料	0	0		0	0	0
リース料	360,000	360,000		345,000	345,000	15,000
保険料	180,000	180,000		180,000	180,000	0
租税公課	86,000	86,000		86,000	86,000	0
会議費	1,250,000	1,250,000		1,230,000	1,230,000	20,000
委託費	350,000	350,000		270,000	270,000	80,000
支払負担金	390,000	390,000		390,000	390,000	0
支払手数料	0	0		0	0	0
雑費	100,000	100,000		100,000	100,000	0
	350,000	350,000		350,000	350,000	0
	13,500	13,500		13,500	13,500	0
経常費用計	29,185,980	15,121,860	5,735,700	50,043,540	51,771,890	△ 1,728,350
当期経常増減額	△ 2,625,980	697,420	2,828,420	899,860	102,510	797,350

「令和5年度地球温暖化対策報告書」提出会員企業一覧

東京都への「地球温暖化対策報告書」提出にご協力いただきありがとうございました。

環境分野の柱として、法人会が東京都と連携して取り組んでいるこの制度は、中小規模事業者の自主的な取り組みによる温暖化防止の実現と、中小企業者向け省エネ促進税制の減税の要素を含んでいます。令和6年度も引き続き皆様ご協力の程よろしくお願い致します。

公益事業委員長 寺田 次朗



株式会社 アクセサリーコンプレックス
インシナー工業 株式会社
有限会社 エス・ティー・ワールド
株式会社 エヌエフエー
大森駅ビル 株式会社
大森クローム工業 株式会社
公益社団法人 大森法人会
株式会社 オズタック
木内弘美税理士事務所
協和工業 株式会社
クリアパルス 株式会社
小松ばね工業 株式会社
株式会社 齊藤木工所
株式会社 佐藤熔工
株式会社 三和電機製作所
シールエンド 株式会社
株式会社 志村精機製作所

株式会社 新国際観光
精工電機 株式会社
袖田工業 株式会社
大志技研 株式会社
株式会社 大電工
株式会社 ダイニチ
有限会社 太陽精器製作所
大和鋼機 株式会社
株式会社 高千穂
株式会社 玉子屋
中央電機設備 株式会社
株式会社 佃浅商店
株式会社 ティーエム・カンパニー
株式会社 東辰
有限会社 日軽急送
株式会社 ニッケンフーズ
ニッシン・ジャパン 株式会社

平賀機械工業 株式会社
株式会社 ファーストピース
フィーサ 株式会社
有限会社 福田印刷所
有限会社 富士精機製作所
ブルーライン 株式会社
株式会社 豊栄
丸都ユニホーム
丸良興業 有限会社
ミツル電気 株式会社
株式会社 宗川工務店
メディカルテック 株式会社
有限会社 八木澤製作所
矢野口自工 株式会社
合資会社 山田屋葬儀社
ユノメディコム 株式会社
計50社



提出者にはSDG s のバッヂを配布しております。

中小企業者向け省エネ促進税制 ~法人事業税・個人事業税の減免~

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kWh以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラーエquipment(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内
「環境に関する軽減制度について」をご覧ください！

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

主税局 環境減税

検索



【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
 - ・地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

● 新年賀詞交歓会

日時▶1月17日(水) 場所▶セルリアンタワー東急ホテル 地下2階ボールルーム

参加人数▶136名

令和6年1月17日、渋谷のセルリアンタワー東急ホテルにて新年賀詞交歓会を開催いたしました。

冒頭齊藤会長より「能登半島地震」の哀悼の意を表するとともに被災地の復興を祈念されたのち、新年の挨拶をされました。当日は、大森税務署長遠藤様をはじめ各界の代表16名の方々をご来賓にお迎えし、会員120名の出席者が集いました。



今年は立食形式で会員同士より活発な交流・情報交換が図れました。恒例のお楽しみ福引会では、青年部会役員の進行で豪華景品の抽選結果発表が行われ、大変な盛り上がりをみせました。

● 第2・5支部 見学会

日時▶3月9日(土) 場所▶埼玉方面(佐藤酒造・越生梅林・渋沢栄一記念館)

参加人数▶24名



コロナも落ち着き、約4年ぶりに見学会を実施しました。

佐藤酒造では埼玉県で初めての女性杜氏の佐藤さんに酒蔵の案内をしていただき、試飲もさせていただきました。その後近くの梅林を散策。

最後に訪問した渋沢栄一記念館ではボランティアスタッフの方による説明を受け、とても有意義な見学会となりました。



● 実務セミナー「労務管理基本のキ講座」

日時▶1月11日(木) 場所▶法人会館研修室 参加人数▶43名

講師▶特定社会保険労務士 藤本 紀美香 氏



職場管理者として求められる視点やマネジメント手法、労働法規について、分かりやすく解説していただきました。

● 実務セミナー「Chat GPT 超初心者向け入門講座」

日時▶1月24日(水) 場所▶入新井集会室 参加人数▶34名

講師▶ソフィアブレイン代表 小宮山 真吾 氏



AI技術が進む現在、新しいジャンルのセミナーを開催しました。ChatGPTの基本的な仕組みと、実際にChatGPTを使いメールの返信文を作成せるなど実用的な研修会となりました。

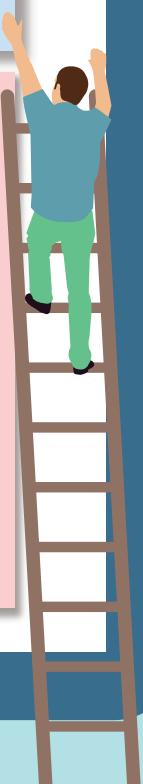
● 実務セミナー「財務改善講座」

日時▶2月2日(金) 場所▶法人会館研修室 参加人数▶16名

講師▶(株)永田町みらい研究所代表取締役・税理士 神田 博則 氏



ポストコロナ時代を生き抜くための中小企業の財務改善について、自社の財務内容を正しく把握する方法や、それに基づいた資金繰り対策から金融機関対応まで、具体的な方策を解説していただきました。



● 女性部会 研修会

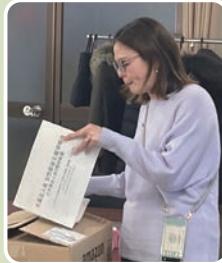
第一部「相続税の基本と対策について」

第二部「アロマ手作り石鹼作成講座」

日時 ▶ 2月8日(木) 参加人数 ▶ 18名

講師 ▶ 第一部:堤 義久 氏(税理士/東京税理士会 大森支部)

第二部:花井 佳奈 氏(薬剤師/ユノメディコム(株) 代表取締役)



花井 佳奈 氏



堤 義久 氏



第一部は、相続税の概要を法定相続関係図や具体的な相続財産の明細を挙げてわかりやすく解説していただきました。また、相続時に必要な戸籍謄本等の書類や、具体的な相続対策について学ぶことができました。二部では、電子レンジで溶けるMPソープを使い、オリジナルの手作りアロマ石鹼を作成しました。

● 青年部会 研修会

第一部「株式投資家が教える新NISAについて」

第二部「株式投資ゲームbrusaで学ぶ株式投資」

日時 ▶ 2月15日(木) 参加人数 ▶ 20名

講師 ▶ 第一部:足立 武志 氏(公認会計士・税理士・個人投資家)

第二部:縫部 友里恵 氏(フィンチャーアカデミー(株) 代表取締役)



足立 武志 氏



縫部 友里恵 氏



第一部は株式投資の基礎を中心に新NISAのメリット、デメリットを短時間ながらわかりやすく教えていただき、第二部では東京証券取引所でも学生への金融経済教育用教材として提供している株式投資ボードゲーム「brusa」に挑戦し楽しく株式投資について学ぶことが出来ました。



● 青年部会 租税教室

日時 ▶ 2月28日(水)

場所 ▶ 大森第一小学校

参加人数 ▶ 90名

青年部会の役員が先生となり、税金の種類や使い道を解説し、税金の大切さを学んでもらいました。



● 健康セミナー「生涯元気で過ごすための秘訣」

日時 ▶ 3月14日(木) 場所 ▶ 法人会館研修室 参加人数 ▶ 24名

講師 ▶ 和田 奈美佳 氏(スポーツキャスター・AIG 共催協力講師)



和田 奈美佳 氏



「健康寿命を延ばすための食事と運動」について丁寧に解説していただきました。健康でいることの大切さを今一度学ぶことができました。

● 法人税確定申告書の見方・書き方講座(全5回)

日時 ▶ 2月15日～3月21日

場所 ▶ 法人会館研修室

参加人数 ▶ 12名

講師 ▶ 大森税務署法人課税第一部門 荒井調査官



荒井調査官



「企業の健康診断書、読みますか!?」法人税確定申告書の“どこに”“なにが”書かれているか5回に分けてしっかり学んでいただきました。



TOPICS

FROM大田区

新産業創造・発信拠点 羽田イノベーションシティをご存じですか

羽田イノベーションシティ(略称:HICity)は、大田区と羽田みらい開発株式会社が公民連携でまちづくりを進め、令和5年11月16日にグランドオープンしたまちです。「先端技術」と「文化」を軸に、人々が集まり交流が生まれ、イノベーション創出の拠点となることをめざしています。令和6年2月28日には空港課題の研究開発拠点となる「terminal.0 HANEDA」がオープンしました。空港ソリューションの開発という目的を持った、新たな形のコワーキングスペースであり、ここから作り出した成果を、羽田空港の各ターミナル、さらには全国・世界の空港に展開することをめざしています。

まちの中には飛行機を間近に眺めることができる足湯スカイデッキもあります。ぜひお越しください。

《アクセス》

- ▶所在地 羽田空港1-1-4
(京浜急行電鉄空港線・東京モノレール「天空橋駅」直結)
- 駐車場 190台(平置き)、80台(機械式)
- 自転車・バイク駐輪場、コミュニティサイクルポート有り



足湯スカイデッキ



terminal.0 HANEDA



▲詳細はコチラ

大田区企画経営部広聴広報課 電話:03-5744-1132



GOVERNMENT EDUCATIONAL LOANS
国の教育ローン

あなたの“未来”応援します。

ご入学前のまとまった
費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご融資額
350万円以内
お子さま
1人あたり

ご相談・お問い合わせは
教育ローンコールセンター

受付時間 月～金 9:00～19:00



0570-008656

ハロー

コール



日本政策金融公庫



※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）は
ご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない
場合等は、03-5321-8656におかけください。



ジャスト・ワン・ワード



◆大森法人会の広報を担当させていただいております。

広報の大きな役割としてこの広報誌の発行があります。定期的に読者(会員)の方と繋がるツールですので、毎号委員の方の協力を得て本誌を作り上げております。会員企業の業種の変化、経営者の年齢層なども鑑み、必要とされる情報も変化していると思います。季節感をもちつつ、インプットアウトプット双方の情報を提供できる広報誌を目指したいと考えております。

広報活動からも、会員の増強に一石を投じる事ができますよう、皆様からのご意見を頂きながら価値のある紙面造りにご協力をお願い申し上げます。

(広報委員長 矢野口 智一)

◆日本株式市場が1989年12月29日に付けた市場最高値38,915円87銭を34年ぶりに抜いた。平成バブル崩壊以降どんどんと深まっていたデフレ経済の中で、この価格を再び抜く日が見られるとは思ってもいませんでした。日本株式市場と実体経済は乖離されていて何だか妙な気がします。でも、何かが動き始まりの合図だと思いますので、期待と不安がありますが少しでも世の中が良い方向に向かって頂きたいです。

(広報副委員長 中西 亮)

今回も
全問正解
ですよネ



税金クイズの答え



- A ② 法人は、帳簿を備え付けてその取引を記録とともに、その帳簿と取引等に関して作成または受領した書類を、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存しなければなりません。ただし、青色申告書を提出した事業年度で欠損金額(青色線越欠損金)が生じた事業年度においては、10年間(平成30年4月1日前に開始した事業年度は9年間)保存しなければなりません。
- B ① 解約手続きなどの事務を行う役務の提供の対価に該当するため、課税の対象となります。例えば、航空運賃のキャンセル料などで、解約等の時期に関係なく一定額を受け取ることとされている部分の金額は、解約等に伴う事務手数料に該当し課税の対象になります。
- C ① 「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けていない場合、退職手当等の支給額に20.42%の税率を乗じて計算した金額を源泉徴収する必要があります。なお、この場合には、受給者本人が確定申告をして、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合と同様の計算を行い所得税および復興特別所得税の精算をすることになります。
- D ② 流木税は、山奥の森林地帯で伐採された木材を河川を利用して輸送することに課された税です。昭和11年時点では北海道や和歌山県など8道県で課税されており、どこも林業が盛んな地域でした。

CLOSE UP
ご存知ですか



従業員の退職金準備は

東法連

特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます

その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます

その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます

その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません

その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります

その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます

その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。

○所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さんにご利用いただいている。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公 益 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>

